

令和元年度 第4回

茨 木 市 都 市 計 画 審 議 会  
— 会 議 録 —

会 議 録

(敬称略)

会議の名称	令和元年度第4回茨木市都市計画審議会
開催日時	令和2年1月27日(月) 15時00分開会・16時45分閉会
開催場所	茨木市役所南館10階 大会議室
会 長	澤木 昌典
出席者	〔 委 員 〕 澤木 昌典、秋山 孝正、吉田 友彦、藤里 純子 <以上学識経験者> 下野 巖、塚 理、長谷川 浩、朝田 充、小林 美智子 米川 勝利、上田 光夫、青木 順子、友次 通憲、篠原 一代 <以上市議会推薦> 平田 義行、中尾 希 <以上市民>
欠席者	神吉 紀世子、鈴木 依子、栗尾 尚孝、長井 順一
事務局	福岡市長、井上副市長、福井都市整備部次長兼都市政策課長、 砂金都市政策課参事、杉浦都市政策課計画係長、岡田北部整備推進課長、 山下北部整備推進課参事、河村北部整備推進課参事、 福田都市整備部副理事兼市街地新生課長、向田市民会館跡地活用推進課長
議題(案件)	<茨木市決定案件> 議第121号 北部大阪都市計画用途地域の変更 議第122号 北部大阪都市計画高度地区の変更 議第123号 北部大阪都市計画地区計画の決定  <意見聴取案件> 都市計画マスタープラン施策中間見直しについて 立地適正化計画の変更について  <報告案件> 彩都(国際文化公園都市)の都市計画変更について  <その他> 阪急茨木市駅西口駅前周辺整備について
傍聴者	9名

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○事務局	ただ今から令和元年度第4回茨木市都市計画審議会を開会する。開会にあたり、福岡市長からあいさつを申し上げる。
○福岡市長	(あいさつ)
○事務局	<p>本日の出席状況の出席状況であるが、委員総数は20名のところ、現在の出席者は16名となっており、半数以上の出席をいただいているため、茨木市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、本日の審議会は成立している。</p> <p>なお、神吉委員、鈴木委員、栗尾委員、長井委員からは、欠席のご連絡をいただいている。また、本日は9名の方が傍聴されている。</p> <p>本日は案件数が多いため、2件の意見聴取案件の後、休憩を入れさせていただく予定である。</p> <p>それでは、茨木市都市計画審議会条例第7条第1項の規定により、以後、本審議会の運営を澤木会長にお願いする。</p>
○澤木会長	<p>本日は、市決定案件として「西安威二丁目地区」に関する案件、また、「超高層建築物に関する高度地区の変更」に関する案件が付議されている。さらに、意見聴取案件が2件あり、これまで本審議会で議論を重ねてきた「都市計画マスタープラン施策中間見直し」と、昨年度策定した「立地適正化計画の変更」がある。また、報告案件として、「彩都東部地区」が1件あり、最後にその他として、「阪急茨木市駅西口周辺整備」に関する説明がある。</p> <p>それでは、議第121号北部大阪都市計画用途地域の変更、議第122号北部大阪都市計画高度地区の変更、議第123号北部大阪都市計画地区計画の決定について、それぞれ関連することから一括して説明を受け、審議する。それでは、事務局からの説明を求める。</p>
○事務局	(事務局説明)
○澤木会長	事務局からの説明は以上である。高度地区については、「西安威二丁目地区」と「超高層建築物の立地に関する方針」の2つの案件があり、少し複雑になっているが、ご留意いただきたい。何か意見や質問はあるか。
○朝田委員	業務系の土地利用を誘導することのだが、騒音や交通量等、周辺への影響が大きい施設が立地する恐れがあるが、進出事業者は決まっているか。また、開発計画が具体化した段階で、周辺住民へ説明があるか。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○福井次長	施設導入地区の内、約半分の面積は進出事業者が決定し、データセンターを建築する計画であるため、周辺への影響は小さいと聞いている。また、周辺住民への説明は、必要な開発手続きに則り、事業者が行う。
○篠原委員	データセンターとのことだが、建築する位置によっては日影の発生等、周辺への影響がないか懸念している。
○福井次長	周辺環境に配慮した土地利用となるよう、進出事業者と引き続き協議していく。
○澤木会長	他に意見や質問はないか。  (質問等なし)
○澤木会長	それでは、議第 121 号から議第 123 号について、案のとおり承認してよろしいか。  (異議なし)
○澤木会長	それでは、議第 121 号から議第 123 号は承認することとする。 続いて意見聴取案件の、都市計画マスタープラン施策中間見直しについて、妥当性を審議する。それでは、事務局より説明を求める。
○事務局	(事務局説明)
○澤木会長	事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。  (質問等なし)
○澤木会長	それでは、都市計画マスタープラン施策中間見直しについて、妥当であることに異議ないか。  (異議なし)
○澤木会長	それでは、都市計画マスタープラン施策中間見直しは妥当とする。 続いて意見聴取案件の、立地適正化計画の変更である。立地適正化計画を策定・変更しようとするときは、都市再生特別措置法第 81 条 17 項の規定により、本審議会の意見を聴かなければならないと定められているため、その妥当性を

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○澤木会長	審議する。それでは、事務局より説明を求める。
○事務局	(事務局説明)
○澤木会長	事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。
○小林委員	事業の進捗に合わせた変更とのことだが、このタイミングに変更する理由は何か。
○向田課長	今年度、複合施設の内容を具体化し、受託候補者を決定した。来年度より、設計や施工を進めていくため、このタイミングで変更しようとするものである。
○小林委員	今回の変更と、国の補助金は関係があるか。
○向田課長	来年度の設計等に合わせ、補助金の申請を行っている。
○澤木会長	他に意見や質問は無いか。
	(質問等なし)
○澤木会長	それでは、立地適正化計画の変更について、妥当であることに異議ないか。
	(異議なし)
○澤木会長	それでは、立地適正化計画の変更は妥当であるとする。 それではここで一旦休憩とする。
	(休憩)
○澤木会長	続いて、報告案件として彩都(国際文化公園都市)の都市計画変更について、事務局より説明を求める。
○事務局	(事務局説明)
○澤木会長	事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○青木委員	地球温暖化の進行を懸念している。今回の開発で、彩都における市街地開発は終了するとの理解でよいか。環境に配慮した各種施設の誘致とのことだが、その基準を高くもってほしい。
○岡田課長	彩都東部地区においては、住宅系から産業系へ土地利用計画を変更するが、今後も順次、残りの地区の市街化を進める考えに変わりはない。その際は、低炭素化や環境負荷の低減など、土地利用の方針(案)に沿って取り組んでいく。
○青木委員	本市の産業振興と環境保全に十分留意するとともに、中心市街地から彩都へ事業者がバスを運行し、駅前広場が混雑するなどの影響が考えられるため、交通手段等について、広域的な視点をもって取り組んでもらいたい。また、総合公園を整備するとのことだが、どのような公園を整備するのか。
○福井次長	公園の整備は、まだ詳細は決まっていないが、隣接する椿山の活用や運動公園にするなど、市民ニーズなどを踏まえて、魅力ある公園を整備するよう協議していく。
○米川議員	総合公園について、公園設置の基準はあるか。土地区画整理事業として整備しなければならないものか。
○福井次長	土地区画整理事業において、住宅系土地利用の場合は区域の3%の公園整備が必要だが、産業系土地利用の場合は、公園として整備しなければならないというわけではない。しかし、国際文化公園都市という名称にあるように、彩都全体として公園を重要視していることから、今回は土地利用計画の変更に合わせて、各公園を総合公園として集約し、市民全体にとって魅力ある公園として整備しようとするものである。
○平田委員	近年の社会情勢や今後の経済情勢を踏まえて、大規模開発を行う必要が本当にあるのか。
○岡田課長	大阪府において新たな産業拠点として位置づけていることや、本市としても北部地域の雇用創出や活性化に繋げていきたいため、産業系の土地利用に変更するものである。また、中央東地区と山麓線エリア地区は既に事業が進んでいるが、産業系用地の需要は高いと聞いている。
○長谷川委員	中央西地区の事業が具体化しているとのことだが、まちびらきと茨木箕面丘陵線の整備のスケジュールを教えて欲しい。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○山下参事	中央西地区は、来年度末に事業認可を取得し、2024年度末より順次、まちびらきする計画と聞いている。それに合わせて茨木箕面丘陵線を整備していきたいと聞いているが、詳細は未定である。
○長谷川委員	中央西地区以外の、残りの地区について事業のスケジュールはあるか。
○山下参事	中央西地区より順次、取り組み、事業の目途が立った段階で、地権者等との協議を進めていく考えであり、現在のところは未定である。
○朝田委員	大阪府と茨木市は事業から撤退し、当該地は自然のまま残すべきであり、今回の都市計画の変更は反対である。郊外を市街地開発し、一方で、中心市街地では再開発等により機能を集約化するという考えは整合性がない。市民が今の地域に住み続けられるよう施策を考えていくべきである。今回は報告案件であるので、意見として述べておく。
○澤木会長	他に意見や質問はないか。  (質問等なし)
○澤木会長	それではその他の案件として、阪急茨木市駅西口駅前周辺整備について、事務局より説明を求める。
○事務局	(事務局説明)
○澤木会長	事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。
○中尾委員	将来形の図は交通広場が示されていないが、現在の交通広場はなくなるのか。
○福田副理事	茨木寝屋川線や周辺道路等の整備が行われ、駅東口への交通広場機能を集約した後の将来形をイメージとしてお示ししている。
○小林委員	憩いの広場と交通広場の違いは何か。将来形は30年後の姿との理解でよいか。
○福田副理事	およそ30年後のイメージであり、一方通行化等による歩行者空間の充実により、歩いて暮らしやすいまちを目指し、その拠点となる憩いの広場としてお示ししている。しかし現在は、交通量が多いこと等から、すぐに実現することは難しいため、今回の整備では駅西口に交通広場は残るが、将来は駅東口へ交

